

## 1. 平成26年度「公文書管理の在り方に関する調査」調査結果(※)

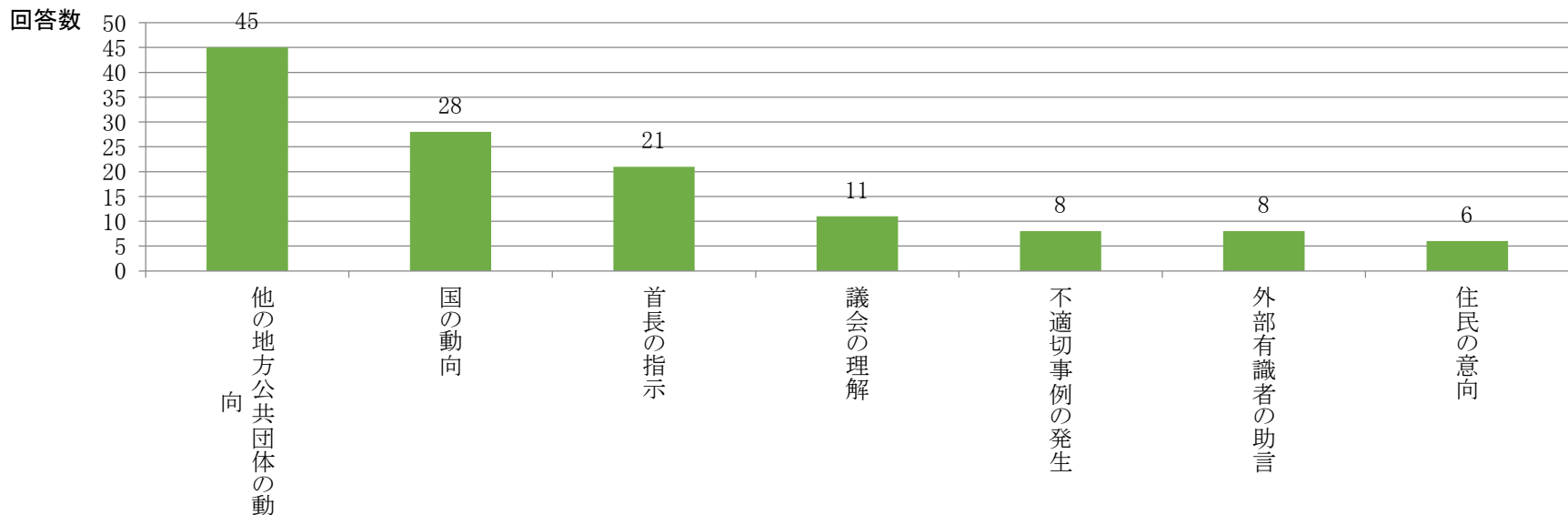
### ①公文書管理の条例化について

・アンケート調査に回答した914団体中、公文書管理の条例化を行っている団体は88団体、条例化に向けて具体的に検討している団体は16団体、具体的には検討していない団体は783団体(無回答27)。

都道府県:鳥取県、島根県、香川県、熊本県の4団体

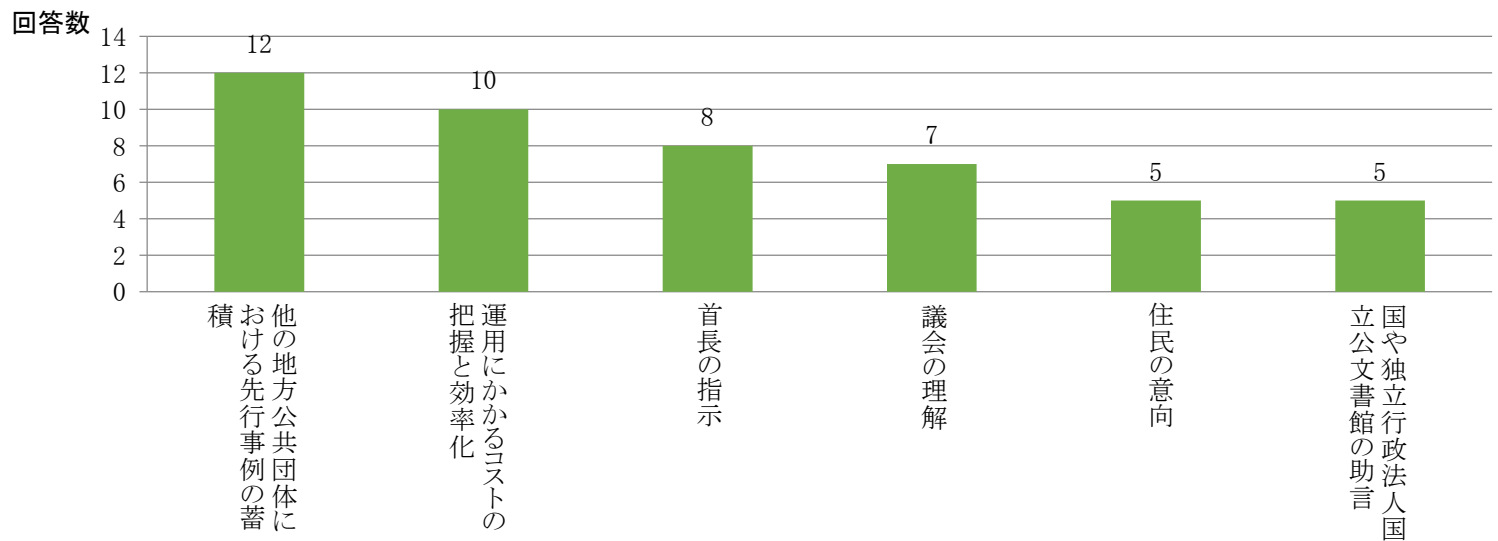
市町村:北海道ニセコ町、愛知県名古屋市、大阪府大阪市等の84団体

・条例化している団体(88団体)に条例化を実現するために重要であった要素について聞いたところ、i) 他の地方公共団体の動向、ii) 国の動向、iii) 首長の指示という回答が順に多かった(複数回答可)。

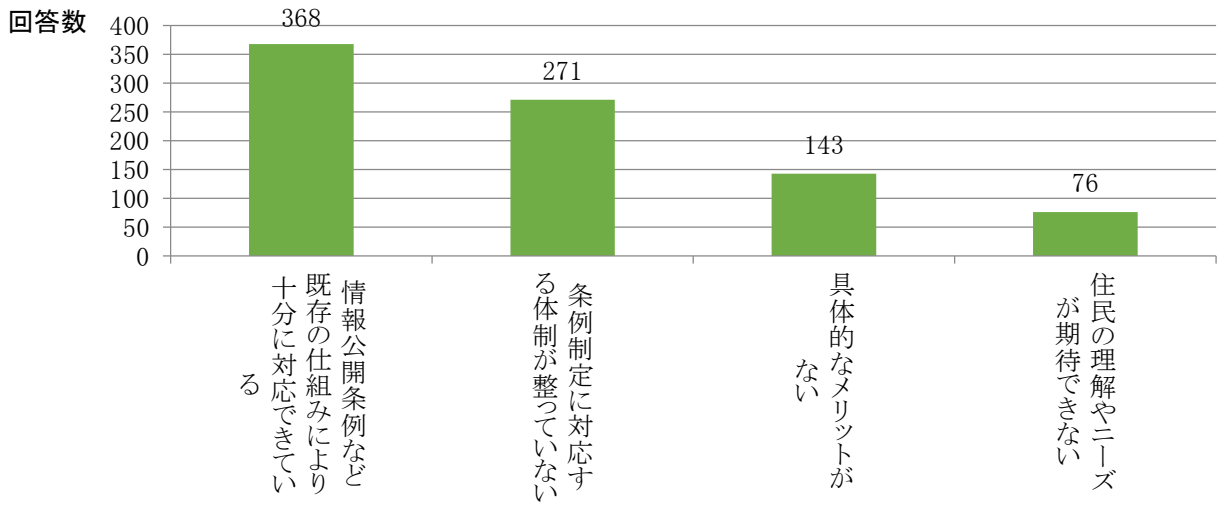


(※)平成26年度「公文書管理の在り方に関する調査」:平成27年2月に1,788の地方公共団体を対象に公文書の管理状況について調査を実施(914団体より回答)。

・制定に向けて検討していると回答した団体(16団体)に条例化を推進するために必要な要件について聞いたところ、i)他の地方公共団体における先行事例の蓄積、ii)運用にかかるコストの把握と効率化、iii)首長の指示という回答が順に多かった。(複数回答可)



・具体的には検討していないと回答した団体(783団体)に条例化を具体的に検討していない理由について聞いたところ、i)情報公開条例などの既存の仕組みで対応可能、ii)条例制定に対する体制が未整備、iii)具体的なメリットがないという回答が順に多かった。(複数回答可)



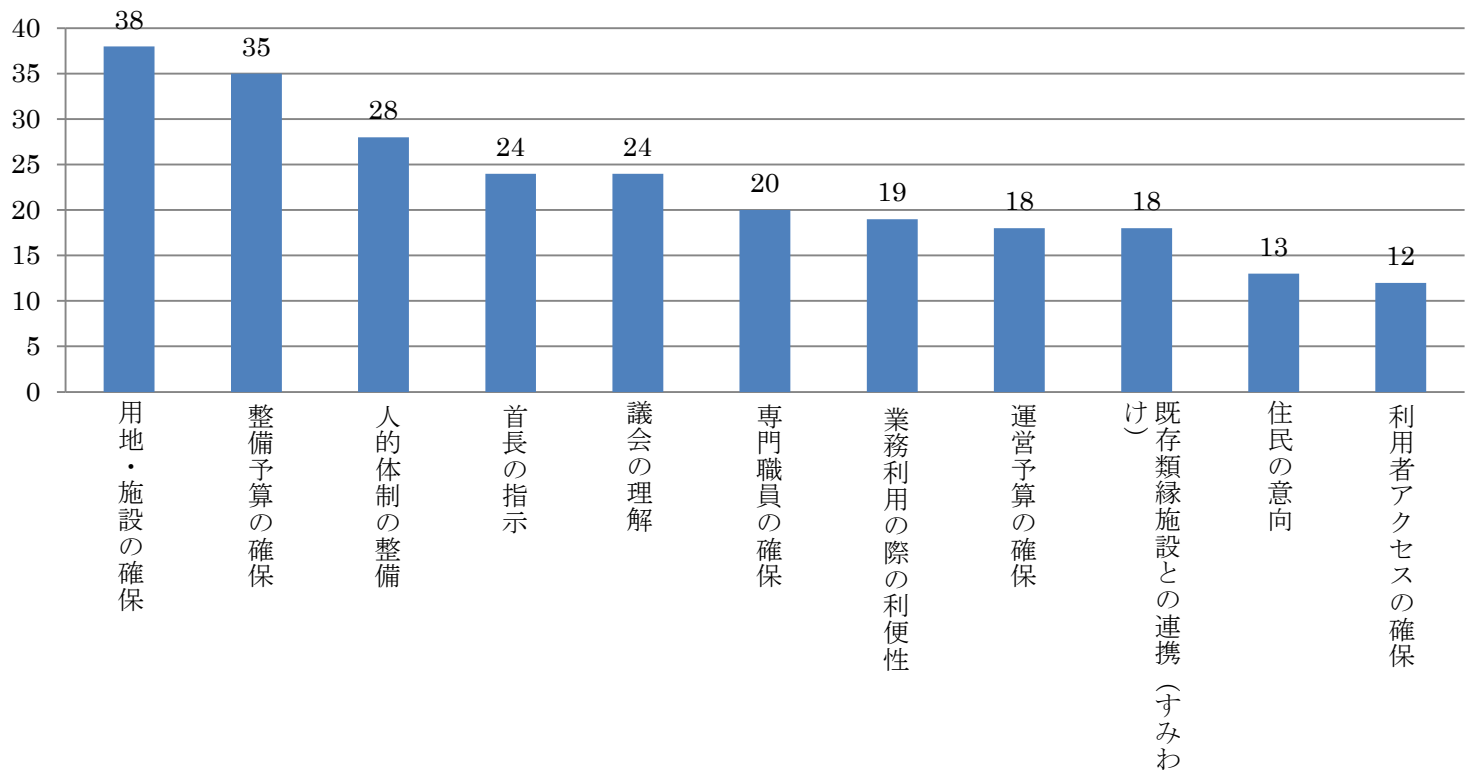
## ②公文書館の設置について

・回答した914団体中、公文書館等を設置している団体は80団体、設置に向けて具体的に検討している団体は14団体、具体的には検討していない団体は774団体(無回答46)。

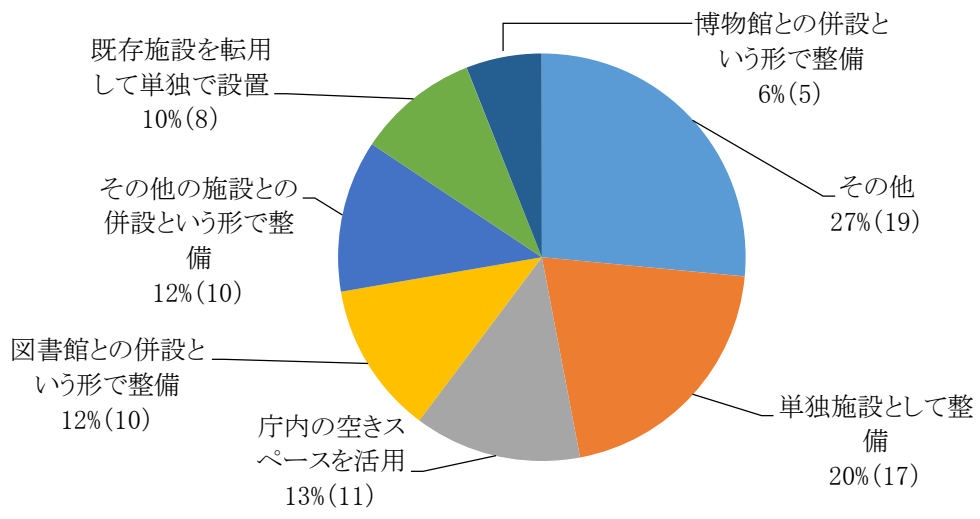
都道府県＝神奈川、福岡県、鳥取県等の28団体  
市区町村＝大阪府大阪市、熊本県天草市等の52団体

・公文書館等を設置している団体(80団体)に公文書館等の施設を整備及び確保するに当たって重要となった条件について聞いたところ、i) 用地・施設の確保、ii) 整備予算の確保、iii) 人的体制の整備という回答が順に多かった(複数回答可)。

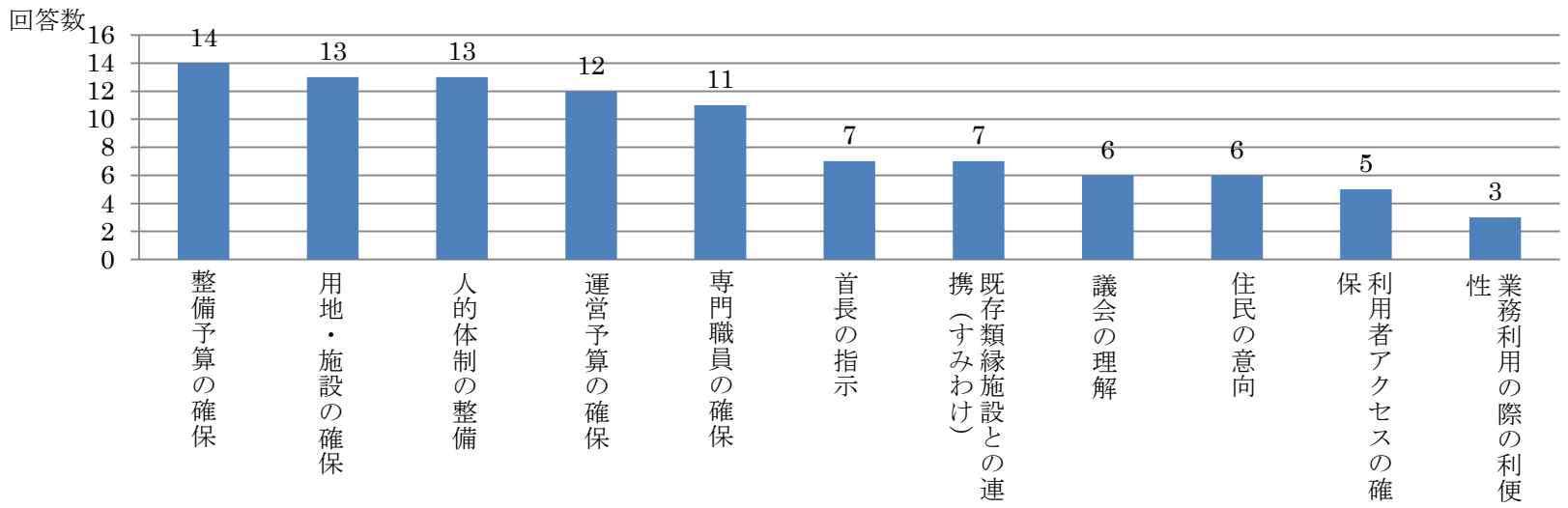
回答数



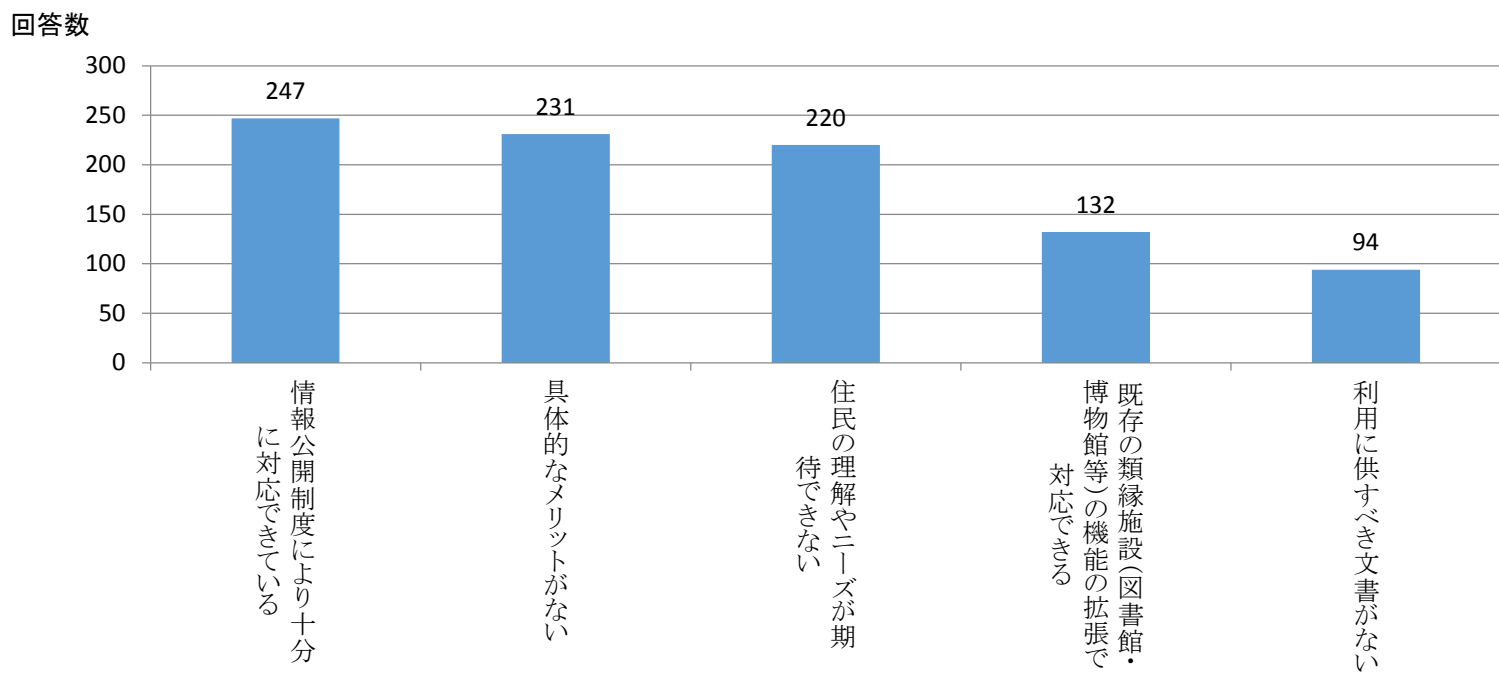
・公文書館等を設置している団体(80団体)に公文書館等の施設をどのようにして整備及び確保したのかについて聞いたところ、i) 単独施設として整備、ii) 庁内の空きスペースを活用、iii) 図書館との併設という形で整備、その他の施設との併設という形で整備という回答が順に多かった。



・公文書館等の設置に向けて具体的に検討していると回答した団体(14団体)に公文書館等の設置のために必要な条件について聞いたところ、i) 整備予算の確保、ii) 用地・施設の確保、人的体制の確保、iii) 運用予算の確保という回答が順に多かった。(複数回答可)



・公文書館等の設置に向けて具体的に検討していないと回答した団体(774団体)に公文書等の設置の具体的な検討が進まない理由について聞いたところ、i) 情報公開制度により十分に対応できている、ii) 具体的なメリットがない、iii) 住民の理解やニーズが期待できないという回答が順に多かった。(複数回答可)



## 2. 地方公共団体との意見交換を通じた論点

### ✓ 公文書管理の条例化について

- ・住民が行政活動を容易に理解できるような分かりやすい文書の作成
- ・ファイル管理簿の作成の徹底による管理事務の質の向上
- ・利用手続の煩雑化への懸念
- ・請求権の設定が必ずしも住民の公文書管理への意識醸成に直結しない 等

### ✓ 公文書館の設置について

- ・(設置の前提として)財政負担に見合った住民の理解やニーズ
- ・地方公共団体における文書管理関係事例の蓄積  
例:レファレンスサービスの充実、教育現場との連携
- ・公文書館の設置のみに着目した議論の有効性  
例:図書館等との多目的複合組織・施設のメリット、地域の固有性に応じた理念やサービスの多様化、  
地域レベルのデジタルアーカイブの構築

### ✓ 国や国立公文書館の関与について

- ・地方公共団体間の相互研究の場の設定(地方主導の議論を促進するための措置)  
例:文書管理条例の整備状況等の情報提供、文書管理に係る意見交換ができる会議体の設置、文書管理の仕組みの優良事例の発掘、人材育成のための研修の充実

## (参考)地方公共団体の文書管理に関する関係規定

### ◎公文書管理法(平成21年法律第66号)＞

#### (地方公共団体の文書管理)

**第34条** 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

### ○公文書管理法 附帯決議

#### 衆・内閣委員会

**十四** 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを踏まえ、これを可能とするための支援を検討すること。

#### 参・内閣委員会

**十五** 本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。

**十六** 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。

### ◎公文書館法(昭和62年法律第115号)

#### (責務)

**第3条** 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

#### (公文書館)

#### 第4条 (略)

**2** 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

#### (技術上の指導等)

**第7条** 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

#### 附 則

#### (専門職員についての特例)

**2** 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。